

# ひたちなか市復興推進計画

茨城県ひたちなか市

## 1. 計画の区域

ひたちなか市全域

## 2. 計画の目標

平成23年3月11日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、本市においても公共施設をはじめ、多くの住宅、事業所、港湾、水産施設及び生活インフラが甚大な被害を受けた。

また、沿岸部に立地する製造業の工場においては、生産加工施設をはじめ、茨城港常陸那珂港区北埠頭内で出荷待ちしていた製品が地震・津波により冠水し、総額で約73億円に及ぶ被害を受けるなど地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような中で、当市の復興に向けて、地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保するため、当市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の製造業出荷額の約39%、従業者数の約14%を占める中核的産業である生産用機械器具製造業について、立地企業の設備投資等を支援し、立地企業の体力強化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用の確保を促進する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ①事業の内容

本市に立地する日立建機株式会社（以下「対象事業者」という。）が、常陸那珂工場及び常陸那珂臨港工場において大型油圧ショベルなどの部品組み付け、大型建機フレームの製作等を行う工場の新增設や設備増強を行うために必要な資金を貸し付ける事業

### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

生産用機械器具製造業は、本市の製造業出荷額の約39%、従業者数の約14%を占める本市の中核的産業である。その中でも、今回の工場の新增設や設備増強の投資等は、本市の生産用機械器具製造業の製造品出荷額の約74%、従業者数で約35%を占める中核的な企業が実施するものであり、本市の生産用機械器具製造業に果たす役割として中核的なものである。

また、投資の規模としても、本市における生産用機械器具製造業の平均投資額を大きく上回る設備投資額である。

したがって、生産用機械器具製造業の核となる工場の新增設や設備増強を行うことは、雇用効果や経済効果は大きく、計画の目標である「当市の復興に向けて、地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成へ大きく寄与する中核となる事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 常陽銀行

株式会社 筑波銀行

株式会社 日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

大型建設機械の組立・部品製造工場の新增設等を行う対象事業者は、鉦山用建設機械の世界シェアがトップクラスであり、製品は世界各地で販売され、その有する技術は世界レベルを誇る企業である。

また、当該計画の実施により、対象事業者における建設機械の生産能力が大幅に引き上げられることに伴い、建設機械製造業にも主に関連する電機機器製品等の部品製造、機械加工、金型、鍍金、組立等の基盤的技術を有する中小企業が集積している当市では、その集積効果により、建設機械製造業が地域産業の核としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用が創出される。

これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、株式会社常陽銀行、株式会社筑波銀行、株式会社日本政策投資銀行及び日立建機株式会社を構成員とするひたちなか市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。